

消防法施行規則の規定により消防長が指定する防火対象物について

平成 20 年 5 月 26 日消防本部告示第 2 号

消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）第 12 条第 1 項第 8 号八（第 14 条第 1 項第 12 号、第 16 条第 3 項第 6 号、第 18 条第 4 項第 15 号、第 19 条第 5 項第 23 号、第 20 条第 4 項第 17 号、第 21 条第 4 項第 19 号、第 22 条第 11 号、第 24 条第 9 号、第 24 条の 2 の 3 第 1 項第 10 号、第 25 条の 2 第 2 項第 6 号、第 28 条の 3 第 4 項第 12 号、第 30 条第 10 号、第 30 条の 3 第 5 号、第 31 条第 9 号、第 31 条の 2 第 10 号及び第 31 条の 2 の 2 第 9 号において準用する場合を含む。）の規定により消防長が指定する防火対象物は、次に掲げるものとする。

消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第 1 に掲げる防火対象物。